

静岡理工科大学学則

平成 2年	12月21日	制定	平成13年	2月26日	改正	平成25年	5月28日	改正
平成 3年	9月19日	改正	平成13年	10月 2日	改正	平成26年	2月24日	改正
平成 4年	2月28日	改正	平成14年	9月24日	改正	平成26年	5月27日	改正
平成 4年	9月25日	改正	平成15年	9月29日	改正	平成27年	2月20日	改正
平成 5年	9月18日	改正	平成16年	2月24日	改正	平成28年	2月26日	改正
平成 6年	5月23日	改正	平成16年	9月27日	改正	平成28年	5月26日	改正
平成 6年	9月30日	改正	平成17年	2月25日	改正	平成28年	9月27日	改正
平成 7年	3月27日	改正	平成18年	2月23日	改正	平成29年	2月28日	改正
平成 7年	6月20日	改正	平成18年	12月13日	改正	平成30年	2月27日	改正
平成 7年	9月26日	改正	平成19年	2月23日	改正	平成31年	2月28日	改正
平成 8年	2月27日	改正	平成19年	5月31日	改正	令和 元年	5月31日	改正
平成 8年	9月25日	改正	平成19年	9月27日	改正	令和 元年	9月27日	改正
平成 9年	2月26日	改正	平成20年	2月21日	改正	令和 2年	2月26日	改正
平成 9年	10月 9日	改正	平成21年	2月20日	改正	令和 2年	5月29日	改正
平成10年	4月13日	改正	平成21年	5月26日	改正	令和 3年	2月25日	改正
平成10年	6月30日	改正	平成22年	2月22日	改正	令和 3年	5月25日	改正
平成10年	10月13日	改正	平成22年	5月25日	改正	令和 4年	2月22日	改正
平成11年	9月22日	改正	平成23年	2月22日	改正	令和 6年	2月27日	改正
平成11年	11月 8日	改正	平成23年	5月24日	改正	令和 6年	5月29日	改正
平成12年	2月23日	改正	平成24年	2月24日	改正	令和 7年	2月28日	改正
平成12年	5月31日	改正	平成25年	2月25日	改正			

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、学校教育法及び教育基本法に基づき、科学・技術に関する学術を研究教授し、国際的視野と技術者としての使命感を持った向上心溢れる人材の育成、及び実践的創造的研究により社会に貢献することを目的とする。

2 学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別に定める。

(名 称)

第2条 本学は、静岡理工科大学と称する。

(所 在 地)

第3条 本学は、静岡県袋井市豊沢2200番地の2に置く。

第2章 学部、学科組織及び収容定員

(学部、学科及び収容定員)

第4条 本学に次の学部を置く。

理工学部

情報学部

2 各学部 zu 置く学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部	学 科	入学定員	収容定員
理工学部	機械工学科	80名	320名
	電気電子工学科	70名	280名
	物質生命科学学科	60名	240名
	建築学科	50名	200名
	土木工学科	50名	200名
	計	310名	1,240名
情報学部	コンピュータシステム学科	70名	280名
	情報デザイン学科	70名	280名
	計	140名	560名
合 計		450名	1,800名

第3章 大学院

(大 学 院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

第4章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は4年とする。

(在学期間)

第7条 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、休学期間はこれに算入しない。

2 編入学者・転入学者の在学期間は別に定める。

(学 年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び1年間の授業時間)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、学長は、前期・後期の授業日数を調整するため、前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休 業 日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

1) 日曜日

2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

3) 春期休業日 3月21日から 4月7日まで

4) 夏期休業日 7月21日から 9月7日まで

5) 冬期休業日 12月21日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合には休業日に授業を行うことがある。

3 学長は必要により、第1項に定める休業日の変更及び臨時の休業日の設定ができる。

第5章 入学・退学・転学・留学・休学・転科及び除籍

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年の始めとする。

ただし、特別の事由があると認められる場合は、後期の始めに入学させることができる。

(入学の資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

1) 高等学校、もしくは中等教育学校を卒業した者

2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校を修了したと文部科学大臣が認めた者を含む）

- 3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- 4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5) 文部科学大臣の指定した者
- 6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 7) その他、相当の年齢に達し、学長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第13条 前条の資格がある者で本学に入学を志願する者は、入学願書に別表3に定める検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

（入学者の選考）

第14条 前条の入学志願者について選考を行う。

（編入学）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- 1) 大学を卒業した者
- 2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 3) 大学に一定期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- 4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者

（再入学）

第16条 本学に一定期間在学した者で本学に再入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

（転部・転科及び本学への転入学）

第17条 本学の学生であって、他の学部転部又は所属学部の他の学科に転科を志願するものに対しては、選考の上、許可することがある。

- 2 他の大学の学生であって本学に転入学を志願する者に対しては、選考の上、許可することがある。
- 3 前2項の規定により、転部・転科及び転入学を許可された者の既修得単位と在学期間の通算については教授会の議を経て学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第18条 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに定められた授業料その他の費用を納め、所定の書類を提出して入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(退学、他の大学への転入学)

第19条 学生が退学又は他の大学に転入学しようとするときは、その理由を明らかにし、保証人連署の退学願又は転入学願を提出し、許可を受けなければならない。

(留 学)

第20条 本学の学生であつて外国の大学で学修することを志願する者は、許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に算入することができる。

(休 学)

第21条 疾病その他の事由により、引き続き2ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病による事由の場合には、診断書を提出しなければならない。

3 疾病その他の事由により修学が適当でないと認められる場合には、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第22条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は休学期間の延長を認めることができる。

2 満了の場合又は休学期間中であっても、その理由が消滅した場合には、学長の許可を得て復学することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

(除 籍)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

1) 第7条に定める在学期間を超えた者

2) 第22条第3項に規定する期間を超えた者

3) 死亡又は行方不明の者

4) 授業料等学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第6章 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第24条 授業科目を、Ⅰ類（人間・文化科目）、Ⅱ類（共通専門基礎科目）、Ⅲ類（学科専門科目）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目、大学が独自に設定する科目に分ける。

2 前項に規定する科目のほか、必要に応じて特別科目を置くことができる。

(授業科目の種類、単位数)

第25条 Ⅰ類（人間・文化科目）、Ⅱ類（共通専門基礎科目）、Ⅲ類（学科専門科目）の授業科目及び単位数は、別表1－1に定めるところによる。

(授業の方法)

第25条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学省が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（以下「遠隔授業」という。）。

3 遠隔授業の方法により取得することができる単位は、60単位を超えないものとする。

(履修方法)

第26条 学生は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類の授業科目を履修し、各類の合計124単位以上を修得しなければならない。ただし、各類の最低履修単位数は次のとおりとする。

学 部	学 科	Ⅰ 類	Ⅱ 類	Ⅲ 類
理工学部	機械工学科	29 単位	24 単位	61 単位
	電気電子工学科	23 単位	18 単位	52 単位
	物質生命科学科	23 単位	12 単位	64 単位
	建築学科	23 単位	12 単位	69 単位
	土木工学科	23 単位	12 単位	59 単位
情報学部	コンピュータシステム学科	27 単位	18 単位	65 単位
	情報デザイン学科	27 単位	16 単位	65 単位

2 前項に規定する各授業科目の履修方法は、別に定める。

(教職課程)

第26条の2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、前条に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において所要資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

学 部	学 科	教育職員免許状の種類	教科
理工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	電気電子工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	物質生命科学科	高等学校教諭一種免許状	理科
	建築学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	土木工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
情報学部	コンピュータシステム学科	高等学校教諭一種免許状	情報
			数学

3 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目、大学が独自に設定する科目及び単位数は、別表1－2に定めるところによる。

4 教育職員免許状授与の所要資格を取得するための各授業科目の履修方法は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により単位を与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修については、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第7章 成績評価及び単位認定

(単位認定・成績評価)

第30条 授業科目を履修し、その試験、論文等に合格した者には単位を与える。

- 2 試験・論文等の成績の評価は、次のとおりとする。
 - 1) 評価は、秀・優・良・可・不可又は合格・不合格の評語をもって表す。
 - 2) 前号の評語のうち、秀・優・良・可は合格とする。

(単位の計算方法)

第31条 各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業時間に必要な学修等を考慮して、次の各号により単位数を計算する。

- 1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第32条 本学に4年以上在学し、第26条に規定する単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業の認定を行う。

- 2 卒業の認定は学年の終りに行う。ただし、やむを得ない事由により、この認定を受けることができなかった者については、次年度の前期終りにこれを行うことができる。
- 3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第 3 3 条 卒業生には、次の区別に従い、学士の学位を授与する。

理工学部	機械工学科	学士 (工学)
	電気電子工学科	学士 (工学)
	物質生命科学科	学士 (理学)
	建築学科	学士 (工学)
	土木工学科	学士 (工学)
情報学部	コンピュータシステム学科	学士 (情報学)
	情報デザイン学科	学士 (情報学)

第 9 章 学生納付金

(学生の納付金)

第 3 4 条 本学の学生納付金は、別表 2－1 及び別表 2－2 に定める額とする。

- 2 学生納付金は、授業出席の有無にかかわらず、指定の期日までに納入しなければならない。
- 3 本学において特別の理由があると認められた者は、前項の規定にかかわらず分納又は延納を認めることがある。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、本学において特に必要と認めた場合、学生納付金の減免を行うことができる。なお、学生納付金の減免に関する規則は、別に定める。

(退学等の場合の納付金)

第 3 5 条 退学者・転学者又は停学中の者は、当該期の学生納付金を指定の期日までに全額納入しなければならない。

(休学した場合の納付金)

第 3 6 条 前期又は後期途中で休学若しくは復学した者は、休学又は復学した当該期の学生納付金を指定の期日までに全額納入しなければならない。

- 2 休学が前期又は後期の全期間にわたる場合、当該期は 100,000 円、年間の場合は 200,000 円を施設維持費として納入しなければならない。

(学生納付金の返還)

第 3 7 条 既納の学生納付金は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学手続きを完了した者が、入学を辞退して講義等を受講しない場合、授業料について返還することがある。
- 3 前項の返還に関する手続きは、別に定める。

(実験実習費)

第38条 実験及び実習に要する費用は別に徴収することがある。

第10章 賞 罰

(表 彰)

第39条 本学学生で品行、学業のとくに優秀な者は、これを表彰することがある。

(懲 戒)

第40条 本学学生で本学の諸規則に反し秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があったときは、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

懲戒の種類は、退学、停学及び戒告とする。

2 前項の退学は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

2) 正当な理由なく出席しない者

3) 学業成績劣等で成業の見込みがないと認められた者

4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反したと認められた者

第11章 科目等履修生・聴講生・研究生・委託研究生及び外国人留学生

(科目等履修生及び聴講生)

第41条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上科目等履修生又は聴講生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生及び聴講生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第42条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育及び研究に支障のない限り、選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は別に定める。

(委託研究生)

第43条 公共機関その他から委託研究生として受け入れの申し出があるときは、別に定めるところにより、選考の上これを許可することがある。

- 2 委託研究生に関する規則は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規則は別に定める。

第12章 教職員及び運営組織

(教職員の種類)

第45条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員を置き、必要に応じて特命教員、客員教員、その他の教職員を置くことができる。

- 2 本学に学部長、学科長、学生部長、図書館長、その他の職を置く。
- 3 教職員に関する規則は別に定める。

(教授会)

第46条 本学に理工学部及び情報学部による全学教授会（以下「教授会」という。）を置き、学長、専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、その他の教職員も出席することができる。
- 3 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
 - 1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 2) 学位の授与
 - 3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 4 教授会は、前項に掲げるもののほか、学長の求めに応じて教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。
- 5 教授会の運営に関する必要な事項、並びに、本条第3項第3号における学長が定める事項は別に定める。

(大学評議会)

第47条 本学に大学評議会を置き、次の各号に掲げる大学評議会評議員をもって組織する。

- 1) 学長
- 2) 学部長
- 3) 学科長
- 4) 統括
- 5) 大学担当理事
- 6) 事務局長

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、大学評議員以外の者を出席させることができる。

3 大学評議会は、学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 1) 教育、研究に関する基本方針の策定
- 2) 教員人事に関する事項
- 3) 学内規程の制定改廃に関する事項
- 4) 学内組織の設置、改廃に関する事項
- 5) 施設、設備の整備に関する事項
- 6) 教育、研究経費の支出に関する事項
- 7) その他大学の管理運営に関する重要事項

4 大学評議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第13章 研究所、センター、附属図書館

(研究施設)

第48条 本学に研究所を置き、他団体との共同研究及び特定課題の研究を推進する。

2 研究所に関する規則は別に定める。

(センター)

第49条 本学に次のセンターを置く。

- (1) 工作センター
- (2) やらまいか創造工学センター
- (3) 先端機器分析センター
- (4) 情報教育研究センター
- (5) 教育開発センター
- (6) 国際交流センター

2 センターに関する規則は、別に定める。

(付属図書館)

第50条 本学に付属図書館を置く。

2 付属図書館に関する規則は、別に定める。

第14章 社会人講座

(社会人講座)

第51条 本学は、社会人の教養を高め、地域文化の向上に資するため、必要に応じ社会人講座を開設する。

2 社会人講座に関する規則は別に定める。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 23 条、第 24 条及び別表 1、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 30 条の規定は、平成 8 年度の入学生から適用し、平成 7 年度以前の入学生については、なお従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成１１年 ４月 １日から施行する。
ただし、第１３条については、平成１０年１１月 １日から適用する。
- 平成１１年 ４月 １日から知能情報学科の学生募集を停止する。
なお、当該学科は在学する者がいなくなるまで存続するものとし、教育課程に関する規定は従前によるものとする。
- 第４条の規定にかかわらず、平成１１年 ４月 １日から平成１４年 ３月 ３１日までの間においては、学科名、入学定員、収容定員は次のとおりとする。

	平成１１年度		平成１２年度		平成１３年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
機械工学科	８０名	３２０名	８０名	３２０名	８０名	３２０名
電子工学科	８０名	３２０名	８０名	３２０名	８０名	３２０名
情報システム学科	１４０名	１４０名	１４０名	２８０名	１４０名	４２０名
物質科学科	６０名	２４０名	６０名	２４０名	６０名	２４０名
知能情報学科	０名	２４０名	０名	１６０名	０名	８０名
合計	３６０名	１,２６０名	３６０名	１,３２０名	３６０名	１,３８０名

附 則

- この学則は、平成１２年 ４月 １日から施行する。
- 改正後の学則第２４条の別表１、第２５条の規定は、平成１２年度の入学生から適用し、平成１１年度以前の入学生については、なお従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成１３年 ４月 １日から施行する。

附 則

- この学則は、平成１３年 ４月 １日から施行する。
- 改正後の学則第２５条の別表１の規定は、平成１３年度の入学生から適用し、平成１２年度以前の入学生については、なお、従前の規定によるものとする。
- 前項の規定にかかわらず、インターンシップについては、平成１２年度以前の入学生も履修できるものとする。

附 則

この学則は、平成14年 4月 1日から施行する。
ただし、第13条については、平成14年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年 4月 1日から施行する。
ただし、第4条の規定にかかわらず、電子工学科については平成15年 3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする
- 2 第25条の別表1の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生については、なお、従前の規定によるものとする。
- 3 第13条の別表3、第37条については、平成14年10月 1日から適用する。

附 則

この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。
ただし、第4条、第25条の別表1及び第33条の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。また、第4条の規定にかかわらず、物質科学科については当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成16年10月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。
ただし、第25条の別表1の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。

ただし、第25条の別表1の規定は、平成18年度入学生から適用し、平成17年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の学則第4条、第13条の別表3、第17条、第24条第1項、第25条及び別表1、第26条、第33条の規定は、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

3 平成20年4月1日から理工学部情報システム学科の学生募集を停止する。
なお、当該学科は在学する者がいなくなるまで存続するものとする。

4 理工学部電気電子情報工学科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

5 改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間においては、各学部置く学科、入学定員、編入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学部	学 科	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		入学 定員	3年次編 入学定員	収容 定員	入学 定員	3年次編 入学定員	収容 定員	入学 定員	3年次編 入学定員	収容 定員
理工 学部	機械工学科	80名	3名	326名	80名	3名	326名	80名	2名	325名
	電気電子工学科	80名	3名	326名	80名	3名	326名	80名	2名	325名
	情報システム学科	0名	0名	420名	0名	0名	280名	0名	0名	140名
	物質生命科学科	60名	3名	246名	60名	3名	246名	60名	1名	244名
	計	220名	9名	1,318名	220名	9名	1,178名	220名	5名	1,034名
総合 情報 学部	コンピュータシステム学科	65名	0名	65名	65名	0名	130名	65名	2名	197名
	人間情報デザイン学科	75名	0名	75名	75名	0名	150名	75名	2名	227名
	計	140名	0名	140名	140名	0名	280名	140名	4名	424名
合 計		360名	9名	1,458名	360名	9名	1,458名	360名	9名	1,458名

附 則

この学則は、平成19年 6月 1日から施行する。
ただし、改正後の第34条の別表2-1の規定は、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。
ただし、改正後の第24条第1項、第25条の別表1-1、第26条の2の規定は、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成19年10月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。
ただし、第26条の2の別表1-2の規定は、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 第25条の別表1－1の規定は、平成22年度入学生から適用する。
- 3 第26条の2の第2項の規定は、平成20年度入学生から適用する。また第26条の2の別表1－2に定める数学科教育法Ⅰ・数学科教育法Ⅱは、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。
ただし、第13条の別表3の規定は、平成22年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表1－1及び第26条第1項の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。
- 3 改正後の第13条の別表3の規定は、平成25年度入学志願者から適用する。
- 4 改正後の第34条の別表2－1の規定は、平成25年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第30条の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、実践ベンチャービジネス1及び実践ベンチャービジネス2については、平成20年度入学生より履修できるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成25年 6月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の別表3の規定は、平成26年度入学志願者から適用する。
- 3 改正後の第25条の別表1-1の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第34条の別表2-1の規定は、平成27年度入学生から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年度における2年次以上の編入生、平成28年度における3年次以上の編入生、並びに、平成29年度における4年次編入生については、別表2-2の規定を準用するものとし、再入学生についても同様とする。

附 則

- 1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表1-1の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 総合情報学部及び総合情報学部人間情報デザイン学科の学部名称及び学科名称を、情報学部及び情報学部情報デザイン学科に変更する改正に関しては、平成29年4月1日現在において当該学部及び学科に在籍するすべての学生に適用するものとする。
- 3 改正後の第25条の別表1－1、第26条第1項、第26条の2第2項及び第33条の規定は、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。ただし、前項に関わる総合情報学部及び総合情報学部人間情報デザイン学科の学部名称及び学科名称は、情報学部及び情報学部情報デザイン学科に読み替えて適用するものとする。
- 4 改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間においては、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学部	学 科	平成29年度			平成30年度		平成31年度		
		入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
理 工 学 部	機械工学科	75名	2名	319名	75名	2名	314名	75名	307名
	電気電子工学科	65名	2名	309名	65名	2名	294名	65名	277名
	物質生命科学科	60名	1名	242名	60名	1名	242名	60名	241名
	建築学科	50名	-	50名	50名	-	100名	50名	150名
	計	250名	5名	920名	250名	5名	950名	250名	975名
情 報 学 部	コンピュータシステム学科	50名	2名	249名	50名	2名	234名	50名	217名
	情報デザイン学科	70名	2名	299名	70名	2名	294名	70名	287名
	計	120名	4名	548名	120名	4名	528名	120名	504名
合 計		370名	9名	1,468名	370名	9名	1,478名	370名	1,479名

附 則

- 1 この学則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の別表3の規定は、平成29年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表1-1及び第26条第1項の規定は、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度入学生から適用し平成29年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成31（2019）年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第24条第1項、第25条の別表1-1、第26条の2の第3項及び別表1-2の規定は、平成31（2019）年度入学生から適用し、平成30（2018）年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、電気電子工学科「セミナー基礎」及び建築学科「構造実験」については、平成29（2017）年度入学生から適用するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、コンピュータシステム学科「データサイエンス演習1」、「データサイエンス演習2」、「データサイエンス実践演習1」、「データサイエンス実践演習2」、「データサイエンス入門」及び「海外研修プログラム」については、2020年度入学生から適用するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2（2020）年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間においては、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学部	学 科	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
理工学部	機械工学科	75名	300名	75名	300名	75名	300名
	電気電子工学科	60名	255名	60名	250名	60名	245名
	物質生命科学科	55名	235名	55名	230名	55名	225名
	建築学科	50名	200名	50名	200名	50名	200名
	計	240名	990名	240名	980名	240名	970名
情報学部	コンピュータシステム学科	60名	210名	60名	220名	60名	230名
	情報デザイン学科	70名	280名	70名	280名	70名	280名
	計	130名	490名	130名	500名	130名	510名
合 計		370名	1,480名	370名	1,480名	370名	1,480名

附 則

- 1 この学則は、令和2年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条別表1－1および第26条の2の規定は、令和2年度入学生から適用し、平成31年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする

附 則

- 1 この学則は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表1－1、第26条第1項及び第26条の2第3項の別表1－2の規定は、令和3年度入学生から適用し、令和2年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、令和３年 ６月 １日から施行する。

附 則

- この学則は、令和４年 ４月 １日から施行する。
- 改正後の第２５条の別表１－１、第２６条第１項及び第３３条の規定は、令和４年度入学生から適用し、令和３年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。
- 改正後の第４条第２項の規定にかかわらず、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの間においては、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学部	学 科	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
理 工 学 部	機械工学科	75名	300名	75名	300名	75名	300名
	電気電子工学科	60名	245名	60名	240名	60名	240名
	物質生命科学科	55名	225名	55名	220名	55名	220名
	建築学科	50名	200名	50名	200名	50名	200名
	土木工学科	50名	50名	50名	100名	50名	150名
	計	290名	1,020名	290名	1,060名	290名	1,110名
情 報 学 部	コンピュータシステム学科	60名	230名	60名	240名	60名	240名
	情報デザイン学科	70名	280名	70名	280名	70名	280名
	計	130名	510名	130名	520名	130名	520名
合 計		420名	1,530名	420名	1,580名	420名	1,630名

附 則

- この学則は、令和４年 ４月 １日から施行する。
- 改正後の第２５条の別表１－１、第２６条の２第３項の別表１－２の規定は、令和４年度入学生から適用し、令和３年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。
- 前２項の規定にかかわらず、改正後の第２５条の別表１－１において情報学部情報デザイン学科のⅢ類科目として新設する「メディアアート１」及び「メディアアート２」については、令和３年度入学生から適用するものとする。

附 則

- この学則は、令和５年 ４月 １日から施行する。
- 改正後の第４条第２項の規定にかかわらず、令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで

の間においては、入学定員及び収容定員を次の通りとする。

学部	学 科	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
理 工 学 部	機 械 工 学 科	80名	305名	80名	310名	80名	315名
	電 気 電 子 工 学 科	70名	250名	70名	260名	70名	270名
	物 質 生 命 科 学 科	60名	225名	60名	230名	60名	235名
	建 築 学 科	50名	200名	50名	200名	50名	200名
	土 木 工 学 科	50名	100名	50名	150名	50名	200名
	計	310名	1,080名	310名	1,150名	310名	1,220名
情 報 学 部	コ ン プ ュ ー タ シ ス テ ム 学 科	70名	250名	70名	260名	70名	270名
	情 報 デ ザ イ ン 学 科	70名	280名	70名	280名	70名	280名
	計	140名	530名	140名	540名	140名	550名
合 計		450名	1,610名	450名	1,690名	450名	1,770名

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 4 条の別表 2－1 の規定は、令和 7 年度入学生から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 7 年度における 2 年次以上の編入生、令和 8 年度における 3 年次以上の編入生、並びに、令和 9 年度における 4 年次編入生については、別表 2－2 の規定を準用するものとし、再入学生についても同様とする。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 5 条別表 1－1 および第 2 6 条の 2 の規定は、令和 7 年度入学生から適用し、令和 6 年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

教育課程表

(全学部全学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
I 類 (人間・文化科目)	フレッシュマンセミナー	2		
	スポーツ1	1		
	日本語表現法		2	◎
	Advanced English 1		2	
	General English 1		2	
	Advanced English 2		2	
	General English 2		2	
	Advanced English 3		2	
	General English 3		2	
	Advanced English 4		2	
	General English 4		2	
	文学		2	
	文化と文明		2	
	心理学		2	情報学部は履修不可
	歴史学		2	
	現代生活論		2	
	芸術論		2	
	国際関係論		2	
	経済学		2	
	政治学		2	
	社会学		2	
	暮らしのなかの憲法		2	
	地域学		1	
	実践技術者講座		1	
	インターンシップ		1	
	就職準備ガイダンス		1	
	インターネットと情報倫理		2	
	建築の技術と文化		2	建築学科は履修不可
	科学技術者の倫理		2	
	地球科学		2	
	スポーツ2		1	
	健康の科学		2	
	スポーツ3		1	
	スポーツ4		1	
	英語コミュニケーション		2	
	中国語1		2	
	中国語2		2	
	韓国語1		2	
	韓国語2		2	
	国際PBL		1	
	海外語学研修		1	
	特別共同講義		2	
	特別集中講義		2	
	地域実践活動		1	
	理工系教養の英語		2	
	理工系教養の課題研究		2	

◎は指定する学生のみ履修可

教育課程表

(理工学部 機械工学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅱ類 (共通専門基礎科目)	基礎数学		3	☆
	微分積分/演習		3	
	微分積分/演習A		3	
	微分積分/演習B		3	
	応用数学		2	
	微分方程式		2	
	線形代数/演習	3		
	ベクトル解析		2	
	理工系教養の数学		2	
	物理学1		2	
	物理学2		2	
	化学		2	
	生物学		2	
	コンピュータ入門	1		
	プログラミング入門	1		
	コンピュータ構成概論		2	
	データサイエンス概論		2	
	プログラミング応用		1	
	工学基礎実験	2		
	メカトロニクス基礎実験	2		
	科学実験1		1	
	科学実験2		1	
	環境化学		2	
	環境と新エネルギー		2	
	品質工学入門		2	
	財務システム入門		2	

☆は自由科目扱いとする(卒業要件単位数に算入しない)

教育課程表

(理工学部 機械工学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅲ類 (学科専門科目)	機械創作入門	1		
	工業力学1	2		
	工業力学2	2		
	材料力学1	2		
	メカトロニクス基礎	2		
	機械材料学	2		
	機械加工学	2		
	機械製図	2		
	機構学	2		
	機械工学設計製図	2		
	計測工学	2		
	機械工学基礎実験	2		
	機械工学基礎演習2	1		
	機械要素	2		
	機械工学基礎演習1	1		
	工業熱力学	2		
	流体工学1	2		
	機械設計	2		
	機械工学応用実験	2		
	セミナー	1		
	卒業研究	4		
	創造・発見		1	
	材料力学2		2	
	機械力学		2	
	構造力学		2	
	航空工学		2	
	流体工学2		2	
	制御工学基礎		2	
	自動車工学		2	
	ロボット工学		2	
	原動機工学		2	
	3Dデザイン工学		2	
	自動車工学創造演習		2	
	ロボット工学創造演習		2	
	航空工学創造演習		2	
	伝熱工学		2	
	数値シミュレーション		2	
	材料加工学		2	
	機械工学特別講義		1	
	生産工学		2	
	アドバンスト機械工学		2	
	職業指導		2	卒業に必要な単位に参入しない
	工業科教育法Ⅰ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可
	工業科教育法Ⅱ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可

教育課程表

(理工学部 電気電子工学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅱ類 (共通専門基礎科目)	基礎数学		3	☆
	微分積分/演習		3	
	微分積分/演習A		3	
	微分積分/演習B		3	
	応用数学		2	
	微分方程式		2	
	線形代数/演習		3	
	ベクトル解析		2	
	理工系教養の数学		2	
	物理学1	2		
	物理学2		2	
	化学		2	
	生物学		2	
	コンピュータ入門	1		
	プログラミング入門		1	
	コンピュータ構成概論		2	
	データサイエンス概論		2	
	プログラミング応用		1	
	工学基礎実験	2		
	メカトロニクス基礎実験	2		
	科学実験1		1	
	科学実験2		1	
	環境化学		2	
	工業材料とその性質		2	
	環境と新エネルギー		2	
	品質工学入門		2	
	財務システム入門		2	

☆は自由科目扱いとする(卒業要件単位数に算入しない)

教育課程表

(理工学部 電気電子工学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅲ類 (学科専門科目)	電気電子工学入門	1		
	電気回路学1	2		
	電気回路学演習	1		
	基礎半導体工学	2		
	電磁気学1	2		
	電子回路学1	2		
	電子回路学演習	1		
	電子計測	2		
	電気電子基礎実験	2		
	電気電子工学実験	3		
	セミナー	1		
	卒業研究	4		
	応用電気工学実験		3	
	応用電子工学実験		3	
	電気回路学2		2	
	電気回路学3		2	
	電磁気学2		2	
	電子回路学2		2	
	論理回路		2	
	基礎プログラミング		2	
	応用プログラミング		2	
	マイクロプロセッサ応用		2	
	半導体デバイス		2	
	光エレクトロニクス		2	
	集積回路工学		2	
	センサ工学		2	
	電気・電子材料		2	
	材料電気化学		2	
	信号解析		2	
	動的システム論		2	
	通信システム		2	
	メディア信号処理工学		2	
	シーケンス制御		2	
	電気製図		2	
	デジタル信号処理		2	
	電子制御工学		2	
	電気機器		2	
	電力システム		2	
	パワーエレクトロニクス		2	
	電気応用		2	
	エネルギー伝送		2	
	電気法規		2	
	高電圧工学		2	
	応用情報工学		2	
	セミナー基礎		1	
	職業指導		2	卒業に必要な単位に参入しない
	工業科教育法Ⅰ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可
	工業科教育法Ⅱ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可

教育課程表

(理工学部 物質生命科学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅱ類 (共通専門基礎科目)	基礎数学		3	☆
	微分積分/演習		3	
	微分積分/演習A		3	
	微分積分/演習B		3	
	応用数学		2	
	微分方程式		2	
	線形代数/演習		3	
	ベクトル解析		2	
	理工系教養の数学		2	
	物理学2		2	
	コンピュータ入門	1		
	プログラミング入門		1	
	コンピュータ構成概論		2	
	データサイエンス概論		2	
	プログラミング応用		1	
	科学実験1		1	
	科学実験2		1	
	環境化学		2	
	工業材料とその性質		2	
	環境と新エネルギー		2	
	品質工学入門		2	
	財務システム入門		2	

☆は自由科目扱いとする(卒業要件単位数に算入しない)

教育課程表

(理工学部 物質生命科学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅲ類 (学科専門科目)	物質生命科学概論	2		
	基礎生物学	2		
	基礎化学	2		
	基礎物理学	2		
	基礎生化学	2		
	基礎分析化学	2		
	基礎無機化学	2		
	基礎有機化学	2		
	基礎物理化学	2		
	機器分析化学	2		
	有機化学	2		
	無機化学	2		
	物理化学	2		
	物質生命科学実験	3		
	生化学	2		
	有機合成化学	2		
	高分子化学	2		
	力・運動・エネルギー	2		
	電気と磁気	2		
	理工学基礎実験	2		
	環境分析化学実験	2		
	セミナー	1		
	卒業研究	4		
	細胞生物学		2	
	遺伝子工学		2	
	微生物学		2	
	環境微生物学		2	
	食品栄養機能学		2	
	食品分析学		2	
	食品醸造加工学		2	
	食品衛生学		2	
	生物工学		2	
	生命化学実験1		3	
	生命化学実験2		3	
	材料科学		2	
	量子力学		2	
	物性論1		2	
	応用熱力学		2	
	物性論2		2	
	環境・エネルギー材料		2	
	熱統計力学		2	
	環境新素材化学実験1		3	
	環境新素材化学実験2		3	
	バイオマテリアル		2	
	化学工学		2	
	資源環境工学		2	
	量子化学		2	
	コンピュータ科学		2	
	生物有機化学		2	
	有機反応演習		2	
	理科教育法Ⅰ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「理科」の免許状取得希望者のみ履修可
	理科教育法Ⅱ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「理科」の免許状取得希望者のみ履修可

教育課程表

(理工学部 建築学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅱ類 (共通専門基礎科目)	基礎数学		3	☆
	微分積分/演習		3	
	微分積分/演習A		3	
	微分積分/演習B		3	
	応用数学		2	
	微分方程式		2	
	線形代数/演習		3	
	ベクトル解析		2	
	理工系教養の数学		2	
	物理学1		2	
	物理学2		2	
	化学		2	
	生物学		2	
	コンピュータ入門	1		
	プログラミング入門		1	
	コンピュータ構成概論		2	
	データサイエンス概論		2	
	プログラミング応用		1	
	科学実験1		1	
	科学実験2		1	
	環境化学		2	
	工業材料とその性質		2	
	環境と新エネルギー		2	
	品質工学入門		2	
	財務システム入門		2	

☆は自由科目扱いとする(卒業要件単位数に算入しない)

教育課程表

(理工学部 建築学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅲ類 (学科専門科目)	図学	2		
	建築概論	2		
	建築設計・基礎	3		
	構造力学・演習1	3		
	建築セミナー	1		
	建築設計・A1	3		
	近代建築史	2		
	建築環境概論	2		
	構造力学2	2		
	鉄筋コンクリート構造	2		
	建築材料1	2		
	建築設計・A2	3		
	建築計画1	2		
	住宅設備・環境	2		
	建築施工	2		
	セミナー1	1		
	セミナー2	1		
	卒業研究1	2		
	セミナー3	1		
	卒業研究2		2	
	卒業設計		2	
	材料実験		2	
	構造実験		2	
	建築環境実験		2	
	デッサン		2	
	建築環境・エネルギー論		2	
	地球環境論		2	
	建築環境計画		2	
	構造力学3		2	
	建築材料2		2	
	建築CAD1		2	
	日本建築史		2	
	建築法規		2	
	土質・基礎構造		2	
	建築CAD2		2	
	建築計画2	2		
	建築設計・B1		3	
	建築設計・B2		3	
	都市計画		2	
	建築環境工学		2	
	建築設備工学		2	
	建築構法		2	
	鉄骨構造		2	
	木質構造		2	
	建築生産		2	
	西洋建築史		2	
	空間論		2	
	応用建築設備工学		2	
	応用建築環境工学		2	
	耐震設計		2	
	建築関連法規		2	
	インテリアデザイン		2	
	静岡の地域特性と建築		2	
	ランドスケープデザイン論		2	
	建築生産実践研究		2	
	材料力学		2	
	職業指導		2	卒業に必要な単位に参入しない
	工業科教育法Ⅰ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可
	工業科教育法Ⅱ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可

教育課程表

(理工学部 土木工学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅱ類 (共通専門基礎科目)	基礎数学		3	☆
	微分積分/演習		3	
	微分積分/演習A		3	
	微分積分/演習B		3	
	応用数学		2	
	微分方程式		2	
	線形代数/演習		3	
	ベクトル解析		2	
	理工系教養の数学		2	
	物理学1		2	
	物理学2		2	
	化学		2	
	生物学		2	
	コンピュータ入門	1		
	プログラミング入門		1	
	コンピュータ構成概論		2	
	データサイエンス概論		2	
	プログラミング応用		1	
	科学実験1		1	
	科学実験2		1	
	環境化学		2	
	工業材料とその性質		2	
	環境と新エネルギー		2	
	品質工学入門		2	
	財務システム入門		2	

☆は自由科目扱いとする(卒業要件単位数に算入しない)

教育課程表

(理工学部 土木工学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅲ 類 (学 科 専 門 科 目)	土木工学概論	2		
	土木工学数理演習	2		
	測量学	2		
	測量実習	1		
	土木工学実験1	2		
	土木工学実験2	2		
	卒業研究1	2		
	卒業研究2	2		
	地球災害プロジェクト	2		
	減災社会デザインプロジェクト	2		
	静岡防災まちづくりプロジェクト	2		
	建設材料工学	2		
	コンクリート構造	2		
	土質力学	2		
	土質力学演習	2		
	水理学	2		
	水理学演習	2		
	構造力学	2		
	構造力学演習	2		
	土木計画学	2		
	土木計画学演習	2		
	インフラネットワーク		2	
	維持管理工学		2	
	耐震工学		2	
	地盤工学		2	
	土木地質学		2	
	流体理論		2	
	海岸工学		2	
	災害メカニズム		2	
	構造デザイン		2	
	インフラマネジメント論		2	
	モビリティデザイン		2	
	運輸施設工学		2	
	環境工学		2	
	環境保全工学		2	
	職業指導		2	卒業に必要な単位に参入しない
	工業科教育法Ⅰ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可
	工業科教育法Ⅱ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可

教育課程表

(情報学部 コンピュータシステム学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅱ類 (共通専門基礎科目)	基礎数学		3	
	微分積分/演習		3	
	微分積分/演習A		3	
	微分積分/演習B		3	
	応用数学		2	
	微分方程式		2	
	線形代数/演習		3	
	ベクトル解析		2	
	理工系教養の数学		2	
	物理学1		2	
	物理学2		2	
	化学		2	
	生物学		2	
	コンピュータ入門	1		
	コンピュータ構成概論	2		
	データサイエンス概論		2	
	科学実験1		1	
	科学実験2		1	
	品質工学入門		2	
	財務システム入門		2	

教育課程表

(情報学部 コンピュータシステム学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅲ類 (学科専門科目)	情報学概論	2		
	情報数学基礎	2		
	プログラミング概論	2		
	プログラミング演習	1		
	計算機ハードウェアC	2		
	計算機アーキテクチャC	2		
	卒業研究	4		
	特別プログラム1		4	
	特別プログラム2		4	
	データサイエンス演習1		4	
	データサイエンス演習2		4	
	プログラミング実践演習1		2	
	プログラミング実践演習2		2	
	コンピュータシステム実践演習1		4	
	コンピュータシステム実践演習2		4	
	実践ベンチャービジネス1		10	
	実践ベンチャービジネス2		10	
	データサイエンス実践演習1		10	
	データサイエンス実践演習2		10	
	マークアップ言語		2	
	実用プログラミング1		2	
	実用プログラミング2		2	
	マクロ言語入門		2	
	Webプログラミング		2	
	データベース応用		2	
	コンテンツデザイン概説		2	
	認知・生命科学への誘い		2	
	ヴィジュアルデザイン入門		2	
	3次元デジタル技術		2	
	映像概説		2	
	インタラクションデザイン1		2	
	基礎経営学		2	
	基礎心理学		2	
	人工知能入門		2	
	インタラクションデザイン2		2	
	グラフィックデザイン		2	
	プログラミング基礎		2	
	オペレーションズ・リサーチC		2	
	データベース基礎C		2	
	情報セキュリティC		2	
	コンピュータネットワークC		2	
	応用線形代数		2	
	幾何学		2	
	多変量解析		2	
	情報数学1		2	
	情報数学2		2	
	関数論		2	
	代数学		2	
	統計解析		2	
	符号・暗号理論1		2	
	符号・暗号理論2		2	
	数値解析1		2	
	数値解析2		2	
	OS(UNIX)		2	
	アルゴリズムとデータ構造1		2	
	アルゴリズムとデータ構造2		2	
	パターン情報処理		2	
	コンパイラ		2	
	データサイエンス入門		2	
	情報と職業		2	卒業に必要な単位に参入しない
	情報科教育法Ⅰ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「情報」の免許状取得希望者のみ履修可
	情報科教育法Ⅱ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「情報」の免許状取得希望者のみ履修可
	数学科教育法Ⅰ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「数学」の免許状取得希望者のみ履修可
	数学科教育法Ⅱ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「数学」の免許状取得希望者のみ履修可

教育課程表

(情報学部 情報デザイン学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅱ類 (共通専門基礎科目)	基礎数学		3	
	微分積分/演習		3	
	微分積分/演習A		3	
	微分積分/演習B		3	
	応用数学		2	
	微分方程式		2	
	線形代数/演習		3	
	ベクトル解析		2	
	理工系教養の数学		2	
	物理学1		2	
	物理学2		2	
	化学		2	
	生物学		2	
	コンピュータ入門	1		
	コンピュータ構成概論	2		
	データサイエンス概論		2	
	科学実験1		1	
	科学実験2		1	
	品質工学入門		2	
	財務システム入門		2	

教育課程表

(情報学部 情報デザイン学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅲ類 (学科専門科目)	情報学概論	2		
	情報数学基礎	2		
	プログラミング概論	2		
	プログラミング演習	1		
	コンピュータアーキテクチャ	2		
	卒業研究	4		
	特別プログラム1		4	
	特別プログラム2		4	
	プログラミング実践演習1		2	
	情報デザイン実践演習1		4	
	情報デザイン実践演習2	4		
	実践ベンチャービジネス1		10	
	実践ベンチャービジネス2		10	
	マークアップ言語		2	
	マクロ言語入門		2	
	Webプログラミング		2	
	データベース応用		2	
	グラフィックデザイン		2	
	オペレーションズ・リサーチD		2	
	データベース基礎D		2	
	情報セキュリティD		2	
	コンピュータネットワークD		2	
	社会調査法		2	
	経営工学概論		2	
	経営情報システム		2	
	産業・社会心理学		2	
	マーケティング		2	
	コンテンツデザイン概説		2	
	認知・生命科学への誘い		2	
	3次元デジタル技術		2	
	ヴィジュアルデザイン入門		2	
	ヴィジュアルデザイン		2	
	映像概説		2	
	映像制作		2	
	インタラクションデザイン1		2	
	インタラクションデザイン2		2	
	基礎心理学		2	
	人間・生命情報の統計学基礎		2	
	人工知能入門		2	
	運動の科学		2	
	人間・生命情報の統計学応用		2	
	マスコミ論		2	
	応用言語学		2	
	基礎経営学		2	
	言語情報論		2	
	心理評価法		2	
	3次元デジタル技術		2	
	コンピュータミュージック		2	
	メディアアート1		2	
	メディアアート2		2	
	遺伝子とバイオインフォマティクス		2	
	感覚生理		2	
	感性認知心理学		2	
	脳と情報		2	
	オペレーションズマネジメント		2	

教育課程表

【教育の基礎的理解に関する科目】

【道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目】

【教育実践に関する科目】

【大学が独自に設定する科目】

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教職概論－教職入門－		2	
	教育原理		2	
	教育心理学		2	
	教育と社会		2	
	教育課程論		2	
	特別支援教育概論		1	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別活動・総合的な探究の時間の指導法		2	
	教育方法・技術論		1	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		1	
	生徒・進路指導論		2	
	教育相談		2	
教育実践に関する科目	教職実践演習(高等学校)		2	
	事前及び事後の指導		1	
	教育実習		2	
大学が独自に設定する科目	教職総合演習Ⅰ		1	
	教職総合演習Ⅱ		1	

(注) 上記の表に記載される科目は、卒業に必要な単位に算入しない。

別表 2-1

納付金の種類	金 額 (円)
入 学 金	2 2 0 , 0 0 0
(^{*1} 高・大一貫)	(^{*1} 0)
(^{*2} 法人内高校生)	(^{*2} 1 1 0 , 0 0 0)
(^{*3} 法人内専門学校編入生)	(^{*3} 0)
(^{*4} 浙江省推薦学生)	(^{*4} 1 0 0 , 0 0 0)
(^{*5} 法人内日本語学院推薦学生)	(^{*5} 0)
(^{*6} 再入学生)	(^{*6} 0)
授 業 料	1 , 4 0 7 , 0 0 0

- この表は令和7年度以降の入学生において、各年次において定めた授業料を適用する。
- 編入学、再入学する学生の授業料は、当該学生が入学する年次の授業料を適用する。
- (^{*1} 高・大一貫)は、本法人が設置する高等学校の高・大一貫コースを卒業した者に適用する。
- (^{*2} 法人内高校生)は、本法人が設置する高等学校を卒業した者（高・大一貫コースを卒業した者を除く）に適用する。
- (^{*3} 法人内専門学校編入生)は、法人内専門学校及び専門学校静岡工科自動車大学校を卒業した者に適用する。
- (^{*4} 浙江省推薦学生)は、浙江省教育国際交流協会から推薦された者に適用する。
- (^{*5} 法人内日本語学院推薦学生)は、本法人が設置する日本語学院から推薦された者に適用する。
- (^{*6} 再入学生)は、再入学する学生に適用する。

別表 2-2

納付金の種類	金 額 (円)
授 業 料	
1年次	1 , 2 4 0 , 0 0 0
2年次	1 , 2 5 0 , 0 0 0
3年次	1 , 2 6 0 , 0 0 0
4年次	1 , 2 7 0 , 0 0 0

この表は平成27年度から令和6年度に入学し、現に在学している者に適用する。

別表 3

受 験 区 分	金 額 (円)	
	1回目	2回目以降
学部入学生	3 0 , 0 0 0	5 , 0 0 0
(^{*8} 法人内高校生)	(^{*1} 0)	(^{*1} 0)
大学入試センターの試験を利用する入学試験を志願する者	2 0 , 0 0 0	0
(^{*8} 法人内高校生)	(^{*1} 0)	(^{*1} 0)
編入学生・転入学生	3 0 , 0 0 0	—
(^{*2} 法人内専門学校編入生)	(^{*2} 0)	
再入学生	0	—
科目等履修生	1 5 , 0 0 0	—
(^{*1} 高・大一貫)	(^{*1} 0)	
(^{*3} 提携留学)	(^{*3} 0)	
(^{*4} 連携高校)	(^{*4} 0)	
(^{*7} 袋井市在住在勤者)	(^{*7} 0)	
聴講生	1 5 , 0 0 0	—
(^{*3} 提携留学)	(^{*3} 0)	
(^{*4} 連携高校)	(^{*4} 0)	
(^{*7} 袋井市在住在勤者)	(^{*7} 0)	
研究生	1 5 , 0 0 0	—
(本学卒業生及び在学生)	(0)	
委託研究生	3 0 , 0 0 0	—
外国人留学生	3 0 , 0 0 0	—
(^{*5} 浙江省推薦学生)	(^{*5} 1 5 , 0 0 0)	
(^{*6} 法人内日本語学院推薦学生)	(^{*6} 0)	

- (^{*1} 高・大一貫)は、本法人が設置する高等学校の高・大一貫コースに在籍する者又は卒業した者で入学試験を志願する者に適用する。
- (^{*2} 法人内専門学校編入生)は、「法人内専門学校編入学試験」を志願する者及び専門学校静岡工科自動車大学校に対する「指定校編入学試験」を志願する者に適用する。
- (^{*3} 提携留学)は、本学と交換留学に関する覚書を締結した海外の大学から派遣された者に適用する。
- (^{*4} 連携高校)は、本学と高大連携に関して協定等を締結している高等学校に在籍し、かつ、推薦された高校生に適用する。
- (^{*5} 浙江省推薦学生)は、浙江省教育国際交流協会から推薦された者に適用する。
- (^{*6} 法人内日本語学院推薦学生)は、本法人が設置する日本語学院から推薦された者に適用する。
- (^{*7} 袋井市在住在勤者)は、袋井市に在住又は在勤の者に適用する。
- (^{*8} 法人内高校生)は、本法人が設置する高等学校に在籍する者又は卒業した者で入学試験を志願する者に適用する。